

保育経営懇ニュース

〒162-0837 東京都新宿区納戸町 26-3 保育プラザ 3F
Tel03-6265-3174 Fax03-6265-3184 gsp10404@nifty.com

2025 年 5 月号
No.257

2025 年 5 月 30 日発行
全国民間保育園経営研究懇話会

経営懇役員リレーエッセイ

子どもたちの最善の利益につながる第三者評価を目指して

松川 修（兵庫経営懇/（福）あゆみ福祉会業務執行理事）

10 年ほど前から大阪保育運動センター第三者評価事業室（社会福祉法第 78 条に基づく府の認可機関）の児童福祉分野第三者評価委員として年間 3～4 件、保育園の第三者評価を行ってきました。

企業型、全国展開の法人園等で第三者評価

受診園（保育現場）に 3 名の評価委員で入り、運営・経営、保育体制、保育の観察、保護者対応、給食の試食、財務会計書類を含む人事・労務管理、人材育成等、保育園丸ごとをじっくり観察すると共に、5～6 名の職員面談、園長・管理職面談等、述べ 2 日間に渡る訪問調査と保護者アンケート（直接評価事業室へ返送）で保護者の声も把握します。

この訪問調査で浮き彫りになった保育園の課題や悩み等に寄り添い一緒に考え、気づき、励まし、発展させる方向で、園長等管理職とじっくり話し合い「子どもの権利と発達を保障する質の向上」の視点で評価に望んでいます。

評価は、評価機関総合コメント及び国の必須評価基準 45 項目と大阪府独自の保育内容基準 20 項目を一項目ごとに ABC 評価と 300 字程度のコメント評価を行い、受診園の合意の下で評価結果を公表しています。

事業主体が違って、子どもの成長を願う思いは変わらない

これまで私が携わった受診園には、全国展開の大規模法人保育園、共保から認可を取得した保育園、宗教法人の保育園、小規模保育園、株式会社が全国展開する保育園等、社会福祉法人だけでなく規模と事業主体が異なる多くの保育園を訪問調査し評価してきました。

事業主体が違ってそこで働く保育士さんは、総じて子どもが大好き、子どもたちの成長を願っていい保育をしたいと奮闘する姿が伺えました。しかし、残業・担任含め責任ある任務・職員会議等も時間外勤務はダメ、賃金よりも自由時間という若い保育士さんが圧倒的に多くなっているのが現状です。

事業主体の違いが色濃く反映

また、事業主体の違いが、保育内容、施設管理・運営、地域交流の在り方等に色濃く反映しているのも現実です。例えば、企業立や大規模社福法人は組織運営管理を保育現場に持ち込まない本部体制が敷かれ、総務、人事管理、財務、保育等の部門に分かれた組織運営が整備され、保育士は保育に徹するという姿勢が色濃くでています。反面、保育施設・備品、配置基準、賃金含む労働条件、地域交流、地域貢献などへの対応が手薄になっている等が見受けられます。

保育の質の更なる向上に向けて

この間、保育園の運営・経営に社会福祉法人だけでなく多くの事業主体が参入し、儲けに徹した安上がり保育が多く見受けられるようになっていきます。

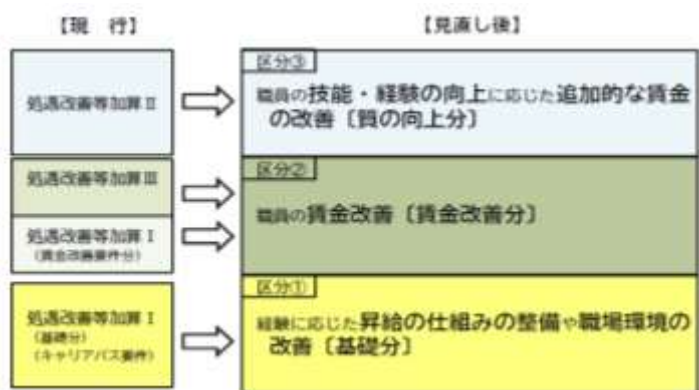
本来、保育園は公的責任に基づき、事業主体の努力と子ども・保護者・住民の参加・参画によって「質の担保と向上が図られる」ものです。この立場を堅持し「子どもの権利と発達を保障する質の向上」を実現していくお手伝いができればと思います評価委員を続けていきます。

保育をめぐる情勢・国の動き・・・・・・・・・・・・・・・・

●処遇改善等加算の一本化について通知発出（4/11）、年度明けの通知で現場・自治体に混乱!?

処遇改善等加算の一本化について、年度明けの4月11日に都道府県知事宛てで通知が出されました。複雑でわかりにくい・事務手続きが煩雑といった指摘を受けて、3つの加算を一本化し、制度の簡素化や事務手続きの負担軽減を図ることとした、とのことでした。

一本化により、加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲが、区分①・②・③に再編されます。区分①と区分②は「教育・保育人材確保」分、区分③は「キャリアアップの仕組みによる質の向上」分とされています（下図参照。詳しくは同封資料）。



現場・自治体で混乱・・・？

通知が4月に入ってから出されたため、混乱が起きている現場も出てきています。国の通知を受けて、自治体からの方針が前年度と変わり、国や自治体に問い合わせた例もあります。

自治体によっても対応が違いますが、4月に入ってから通知のため、自治体も対応が追いついていない場合があるようです。

処遇改善等加算に関するFAQ

こども家庭庁は5月1日付でFAQを出し、その後5月23日付でその第2版を出しました。

第2版で追加された設問のNo.20では、区分③-1の人数A（以前の加算Ⅱの月4万円の改善を行う副主任保育士等に当たる）について、ふれています。その内容は以下の通りです。

○「基礎職員数」×1/3の人数より、研修修了者が少ない時は、研修修了者数で算定する、と2025（令和7）年度から変更されたのか？

○その趣旨は？

○2025年4月1日時点の研修修了者数で判断するのか？

これに対して、答えでは、

○…加算の目的を十分に達成する要件にはなっていないことから、加算要件の適正化を（今回、令和7年度より）図った。

○当該改正により加算額が少なくなり、これまで賃金改善をしてきた職員への賃金改善が行われなくなることを避けるため、令和7年度に限り、令和6年度に加算Ⅱの認定を受けていた施設・事業者においては、令和7年4月1日時点で在籍していた職員について、加算額算定に係る研修修了見込みの者であっても、「人数A」の「研修修了者」に含めて差し支えないものとする。

と、書かれています（下線は経営懇事務局）。

この項目が新たに書き加えられたことから、こうした問いが多く寄せられたものと考えられます。現場の疑問や声が、今年度に限定ではあっても、上記のような対応を引き出したといえます。

通知内容を把握しつつ、不明点は国・自治体へ

まずは通知内容を把握し、自治体とも必要に応じて確認しましょう。

中四国経営懇では、加算の一本化について学習会を予定しています（中四国経営懇総会での学習企画として）。近隣の園と情報を交流したり、経営懇会員園で学習するなど、他の園と一緒に確認することが重要です。

一本化で、制度の簡素化や事務きの簡素化が実現したのか、検証が不可欠です。また、一本化で処遇改善の水準が向上する、ということはありません。一本化の内容や手続きに対応しつつ、同時に、保育士の処遇改善をさらに進めるために何が必要か考えたり、運動にとりくむことが必要です。

※月刊『保育情報』7月号に、顧問の原田秀一さんが書かれたこの問題についての論稿が、掲載される予定です。7月号を、ご注目さい。
なお通知は、『保育情報』6月号に掲載されます。

各地の動き.....

●誰でも通園制度事業者募集、区独自の乗せも／東京都・練馬区

東京都練馬区では、4月30日に、2025（令和7）年度のこども誰でも通園制度の試行実施にかかる事業者募集説明会を開催しました。

練馬区の考え方と事業概要

練馬区は、国の動向を受けて、次のように区の考え方を示しました。

○国が示しているモデル事業では、利用時間が短い、事業者への補助単価が低額等の課題があると認識

○利用者の利用上限時間や事業者の運営費補助を拡充すると共に、既存の仕組み（人材や場所、事業等）を活用して実施できる制度を構築

○令和7年度に試行的に事業を実施し、令和8年度からの本格実施に向けて、より良い制度となるよう検討

そのうえで、区独自の事業内容として示したもののうち、主なものを下記にあげました。

○対象者 未就園の6か月～2歳児（3歳になる年度末まで）

○利用時間 週1回以上

月48時間・1日8時間を上限

○利用料 275円/1時間（都の補助を活用）

○運営費補助 時間単価以外に、利用枠（契約枠）に対する補助を設ける

1枠5,000円（月上限24万円）

○利用者は原則1施設のみ利用可。一定程度継続的に預かりを実施する。

○乳幼児の年齢及び人数に応じて保育従事者を配置し、そのうち6割以上は保育士または看護師の資格を有する者であること

練馬区としては、2026年度からの本格実施に向けて、上記のような内容で試行的に実施するとしています。5月下旬には事業者からの申請を締め切り、7月から実施予定です。

説明会で示された内容を見る限りでは、柔軟利用（自由利用）は想定していないようです。また、保育従事者のうち6割以上を有資格者としたことは、国の誰でも通園制度の基準を、わずかとはいえ上回っています。

各自治体の誰でも通園制度、状況は？

会員園のみなさんの自治体では、どのような動きがあるのでしょうか。ぜひ、情報をお寄せください。

●保育士の加配促進費を新たに計上！／広島市

広島市では、1970年代から「広島市私立保育所等定員払い事務費」として、市独自の補助が継続されています。

今年度新たに、「保育士の加配促進費」が設けられました。国の配置基準を超えて保育士を配置した場合に、その配置にかかる経費の一部を補助するものです。粘り強く保育士増員の必要性や現場の実態を訴えてきた成果と言えます。内容は次の通りです。

保育士の加配促進費

1 対象施設

保育園、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園、幼稚園型認定こども園、地方裁量型認定こども園、小規模保育事業所及び事業所内保育事業所です。

※新制度に移行した幼稚園は対象外です。

2 交付要件

国の定める保育士等定数を超えて、常勤換算して1人以上の保育士等を雇用した場合に、その配置に係る経費の一部を交付します。ただし、定員数によって、補助対象となる上限が異なります。この保育士等加配数は月初日時点の人数により決定します。

定員（2・3号計）	保育士等加配数
69人以下	2人
70～99人	3人
100～119人	4人
120～159人	5人
160～199人	6人
200人以上	7人

また、定員事務費払いの交付を受ける施設は、定員事務費払いに対する保育士定数を超えて、常勤換算して1人以上の保育士等を雇用する必要があります。

3 補助金の額（1ヶ月あたり）

加配職員数×広島県最低賃金×120
（以下、略）

お知らせ.....

●総会のご案内

2025 年度定時社員総会を開催します。

日程 2025 年 6 月 22 日(日)～23 日(月)

※総会は 23 日 9:30～12:00

会場 リンクフォレスト（東京都多摩市）
（Zoom 参加も可能です）

内容 総会に加え、学習企画・懇親会

※6 月初めに、会員園に議案書を送付します(参加申込み・委任状等を同封)。

★まだ申し込んでいないが参加したい方…

議案書に同封の用紙にてお申込みください。

★欠席される方…

すでに欠席で FAX した方も委任状等の提出をお願いします。

<学習企画>

●6/22 14:00～17:00

シンポジウム「人口減少のなかでの健全な保育園経営を求めて」

報告：中山徹さん（奈良女子大学）、他

●6/23 13:15～15:30

講演「激動する情勢と憲法・政治のこれから」
講師：渡辺治さん（一橋大学名誉教授・九条の会事務局）

総会で、学び、交流しましょう。

●第 57 回合研集会 in 群馬 周りの園を誘ってご参加を！

8 月 2～4 日、群馬県にて第 57 回合研集会を開催いたします（詳細は案内書参照）。

＊2 日目夕方、園長交流会（自主交流会）を計画中です。群馬県近隣の地域の方は、ぜひ、お知り合いの園長さんを誘ってご参加ください。

＊経営懇では、会場分科会「民間保育園の運営と経営」の、司会・運営を担当します。

戦後 80 年、平和の思いを歌おう

「青い空は」を歌う動画を集めて、一つの動画にする企画もあります。ご参加ください。
（同封のリモート合唱団募集の案内参照）

【経営懇活動日誌・4 月】

○4 月 7 日(月)事務局会議

○4 月 14 日(月)三役会議（対面）総会に向けて 24 年度活動と 25 年度方針に向けた論議、総会準備。

○4 月 19 日(土)全保連常任幹事会（小西さん参加）&合研常任実行委員会

○4 月下旬 設立総会に向けて会場参加（宿泊・懇親会含む）の申込みスタート。

2025 年度 経営懇活動日程

2025 年度の主な日程は下記の通りです。

○8 月 2～4 日(土～月)第 57 回合研集会

会場 群馬（高崎アリーナ・G メッセ他）

○9 月 8 日(月) 夏季セミナー

会場 東京（両国 KFC ルーム）

○11 月 13～14 日(木～金) 主任セミナー

会場 神奈川（ニューウェルシティ湯河原）

○26 年 1 月 12～14 日(月～水)

民間保育園経営研究セミナー

会場 兵庫（神戸ベイシェラトンホテル）

同 封 資 料

- 処遇改善等加算の一本化資料
概要資料（1 枚）と FAQ 第 2 版です。
- 全保連総会特別アピール
「選挙にいこう」
- 合研案内書
- リモート合唱団募集中



経営懇が加盟する「全国保育園連絡会」総会で、特別アピール「選挙にいこう」が出されました（同封）。

7 月には参議院選挙があります。選挙の結果は、今後の保育政策に直結します。職員・保護者にも選挙への参加を呼びかけたいですね。